

建築基準法施行令第七十四条第一項第二号の規定に基づく設計基準強度との関係において安全上必要なコンクリートの強度の基準及び同条第二項の規定に基づくコンクリートの強度試験

昭和五十六年六月一日

建設省告示第千百二号

改正

平成一二年五月三十一日建設省告示第一四六二号

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第七十四条第一項第二号の規定に基づき、設計基準強度との関係において安全上必要なコンクリートの強度の基準を次の第一のように定め、同条第二項の規定に基づき、コンクリートの強度試験を次の第二のように指定する。

第一 コンクリートの強度は、設計基準強度との関係において次の第一号又は第二号に適合するものでなければならない。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき構造耐力上支障がないと認められる場合は、この限りでない。

一 コンクリートの圧縮強度試験に用いる供試体で現場水中養生又はこれに類する養生を行つたものについて強度試験を行つた場合に、材齢が二十八日の供試体の圧縮強度の平均値が設計基準強度の数値以上であること。
二 コンクリートから切り取つたコア供試体又はこれに類する強度に関する特性を有する供試体について強度試験を行つた場合に、材齢が二十八日の供試体の圧縮強度の平均値が設計基準強度の数値に十分の七を乗じた数値以上であり、かつ、材齢が九十一日の供試体の圧縮強度の平均値が設計基準強度の数値以上であること。

第二 コンクリートの強度を求める強度試験は、次の各号に掲げるものとする。

一 日本工業規格A-1108(コンクリートの圧縮強度試験方法)——一九九九
二 日本工業規格A-1107(コンクリートからのコア及びはりの切り取り方法及び強度試験方法)——一九九九のうちコアの強度試験方法

附 則

昭和四十六年建設省告示第百十号の一部を次のように改正する。

(「次のよう」略)

附 則

(平成一二年五月三十一日建設省告示第一四六二号)

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。